

図 7-13 山中の植生

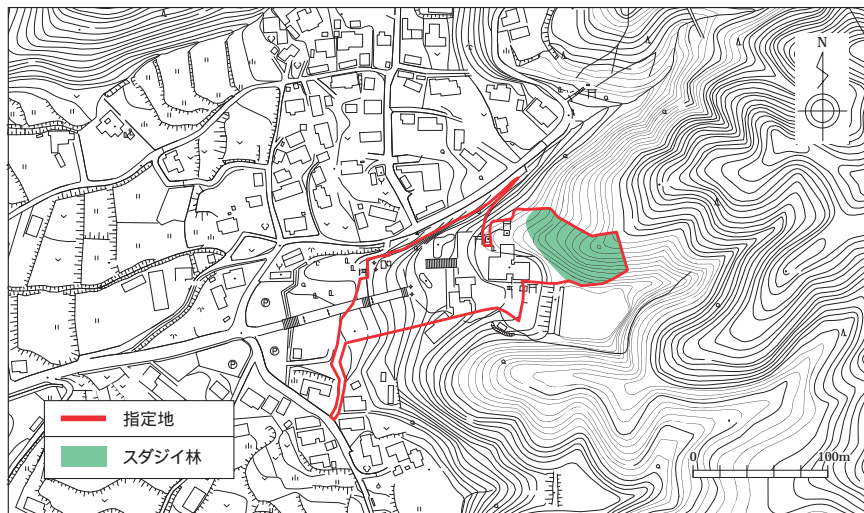


図 7-14 下宮地区の社叢林

(2) 構成要素別の保存管理の方法

1) 史跡の価値を構成する要素

「山岳信仰の山としての価値」と「山岳及び里山としての価値」を構成する要素は、史跡の中樞を担う必要不可欠な要素であることから、後世に継承することを前提とする。

点検の実施、維持的措置の実施にあたっては、別途作業計画を作成し、この作業計画に基づき実施する。作業計画は、点検や維持的措置の実績等を踏まえ、適宜見直しを図る。その際、自然公園や林業の担当者などとの協力による運用体制に基づくこととする。また、史跡の保存活用に係る文化財保護法の主な条項に基づき、行為の規則・誘導に係る事務処理を実施する。

2) それ以外の要素

本要素の中で「史跡の保存活用に資する要素」をはじめとする、史跡の保存活用を図る上で保護が必要な要素、共存が必要な要素は史跡及び景観に配慮しつつ、後世に継承するよう努める必要がある。また、「社寺の宗教活動に資する要素」、「登山に資する要素」、「その他の要素」において、史跡の価値を損ねている要素は関係者と協議の上、可能な限り取り除く。

3) 保護を要する範囲、周辺地域の構成要素

保護を要する範囲、周辺地域においても史跡の構成要素と同等の価値を有すると考えられる要素やその他の要素が確認できることから、後世に継承するよう、まずは関係部局と協議・検討を進める。

また、これらの要素が位置する場合は周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、文化財保護法に基づく届出の手続きを徹底する。また、所有者等の意向を踏まえつつ、史跡への追加指定を目指す。

なお、自然公園法や森林法といった関連法令の運用主体との協力により、保存管理を実施する。

2. 区域別の保存管理

(1) 計画対象範囲の区域区分

史跡宝満山の適切な保存管理を進めるために、山岳信仰に基づく史跡の在り方から、計画対象範囲を区分する。

1) 史跡の信仰の様相

史跡宝満山の価値である山岳信仰の場は、古代祭祀からはじまり現在まで竈門神社等の信仰の場として続いている。中世後期から近世にかけては修験の場として栄え、上宮など古代から続く信仰の場を含む宝満山全体が修行の場であり修験者たちが管理してきた。

史跡宝満山は『総合報告書』でも述べているように、山裾に経塚を置くことで結界を構築し宗教的な範囲を区切り、その範囲のなかで、山中の山裾部分には坊・小堂・祠などが作られ、それより標高が上がった山中には段造成により堂舎が建てられ、山頂には至る場所に経塚や窟が点在した。これらは山裾から山頂に近づくに従い、信仰的な重要性が増しており、山頂はまさに聖域と言える。また、山の姿、つまり山容だが、それ自体が信仰対象となっていたことが、麓にあたる北谷に山を仰ぎ見る＝遙拝する場が設けられていたことや、宝満山から少し離れた麓の太宰府天満宮境内にも宝満山を望める場所があったことから山容が重要視されていたことがわかる。これは山と里の関係が聖と俗の対比関係にあり、現在の竈門神社が山頂にあった上宮、山中の中宮に対して、下宮と呼ばれ、まさにその聖と俗の境界に位置していることがわかる。

2) 区域区分

計画対象範囲を山岳信仰に基づく史跡の在り方に基づき、区域1から4に区分する。

表 7-4 区域区分

区域	内容	対象地区
区域1	聖域である山頂から堂舎が立つ山中、坊・小堂・祠などが作られた山裾までを含む山岳信仰の中心となる地区である。	上宮地区・愛嶽山頂地区・登拝道（中宮跡上～男道～上宮、大谷尾根道）・西院谷地区・東院谷地区・本谷地区・その他の山中地区
区域2	山裾にあり、聖域である山と俗世である里との接点にあたる地区である。竈門神社社殿があり、宗教行為の中心となる地区である。	下宮地区
区域3	区域2より少し離れた里の中にあり、平安時代の仏殿と考えられる遺構が発見されたほか、周囲に中世の遺構が集中している。近代以降は主に所有者の耕作地となり、生業が営まれている地区である。	大門地区
区域4	保護を要する範囲にあたる地区である。保護を要する範囲とは、文化庁が史跡指定の段階で指定地と同様の価値を認めているが、現状は未指定の範囲となる。そのため、土地の確実な保護を行う必要があり、将来的に史跡指定を目指す範囲であり、今後追加・拡張する可能性がある。なお、登拝道の一部（一の鳥居から中宮跡下まで、大谷尾根道の一部）と中宮跡はこの範囲に含まれる。	保護を要する範囲

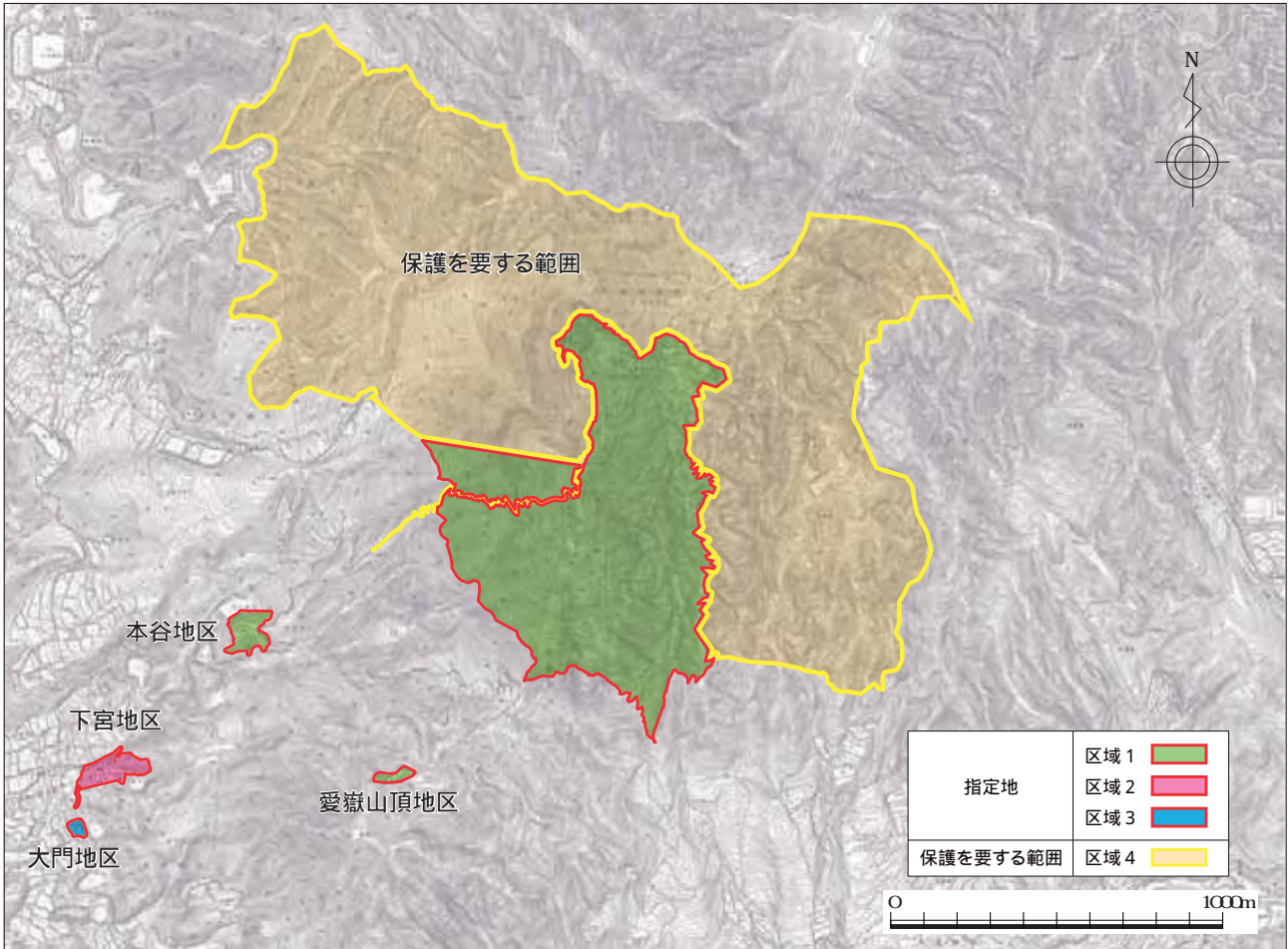


图 7-15 区域区分图

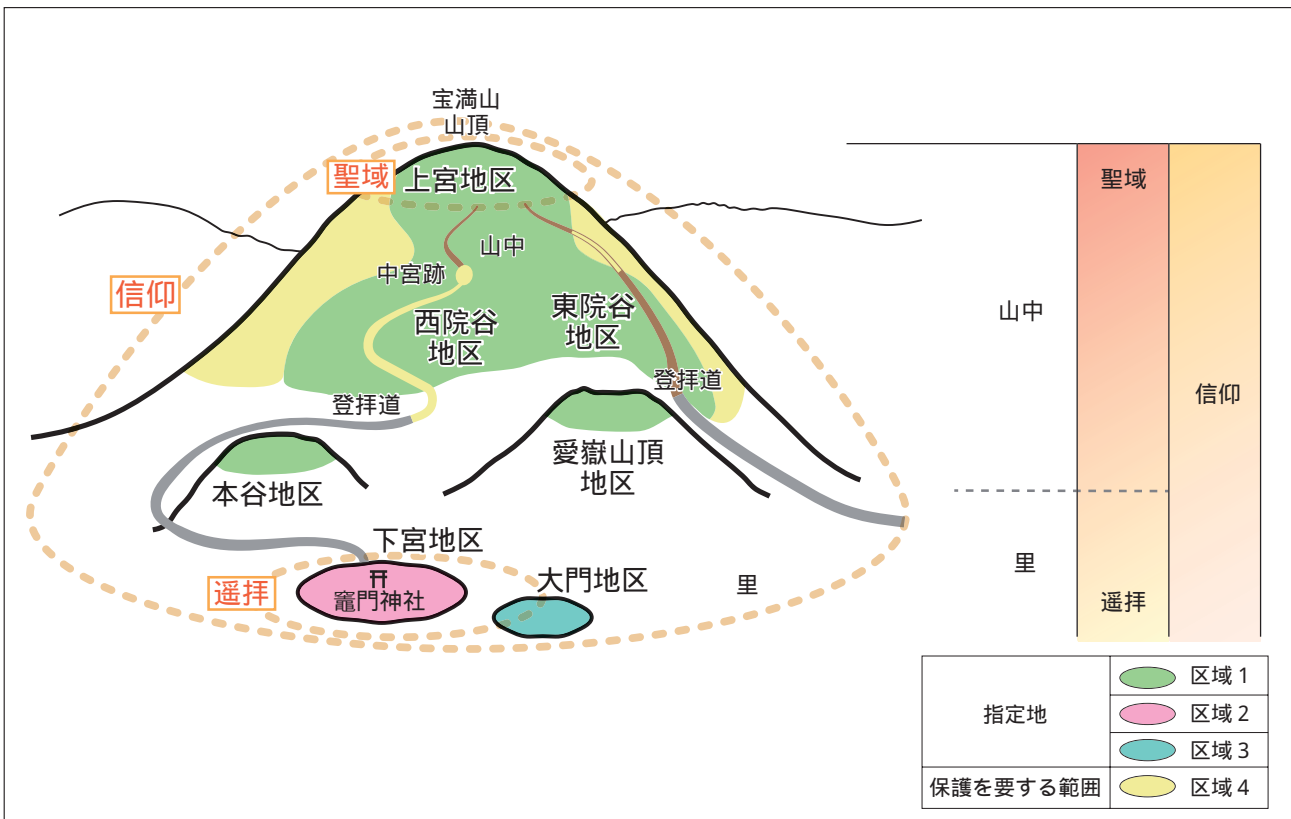


图 7-16 史跡宝満山の区域区分模式图

(2) 区域別の保存管理の方法

遺構の保存と景観保全に向けた区域別の保存管理の方法を設定する。

筑紫野市・太宰府市・国・県・九州歴史資料館等の関係機関、地権者、両市庁内の関係部局、住民や市民団体、宝満山に係る各団体と全体での情報共有・連携・協力により、保存管理の推進に取り組む。

情報共有・連携・協力にあたっては、第 2 節で示した構成要素のデータベース化を行い活用する。

表 7-5 保存管理の方法

	区域 1	区域 2	区域 3
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信仰の山、山岳及び里山としての価値を構成する遺構の確実な保存に取り組む。 ・ 区域別に適切な保存管理を目指す。 ・ 地権者、登山者等の利用者、地域住民などが現在行っている活動を尊重しつつ、史跡の保存管理について、協議・調整及び理解・協力を得ることを目指す。 ・ 保護を要する範囲はもとより指定地周辺の発掘調査の結果によっては指定地の拡大（追加指定）も考えられるため、常に周辺土地利用の動向等を把握する。 		<p>営農に配慮した保存管理に取り組む。</p>
日常管理	<p>日常</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の保護のため、定期的なパトロールを行い、登山者等へ史跡保護への協力を呼び掛ける。 ・ 災害時以外にも適宜山中の見回りを行う。その際は、表面に遺物が点在していないか、遺構が露出している箇所ではき損や劣化がないかを確認する。それぞれの事象を確認したら報告及び処置を行う。 ・ 雨水経路の確認を行う。ゴミや落ち葉などにより経路が詰まっていないか注意をする。ゴミや落ち葉があれば除去する。 ・ 木竹や植物の状況に変化があれば、確認の上、情報共有を図る。木竹が倒れているなど史跡見学者に影響があれば速やかに除却する。 ・ 災害が起こりやすい場所に関しては、日頃から確認を行う。異常があれば情報共有を行い、対応する。 ・ 防犯に関しては、山中では積極的に史跡見学者・登山者等に声掛けをして情報交換等を行う。 ・ 山内のサインについて、台帳を作成し、設置状況の把握と全体的な管理を行う。 <p>災害時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生後の見回りは、人命を優先しながらも可能な限り早期に筑紫野市教育会・太宰府市教育委員会が行う。 ・ 異常が発見された場合は、可能な限り早期に行政、地権者で連携して対処する。 		<p>史跡の見回りは、月に 1 回程度太宰府市教育委員会が行う。</p>
	<p>史跡地内の日常的な見回りは地権者である龍門神社、天台宗が行う。龍門神社は月 1 回（毎月 15 日）の山頂での神事に伴い、上宮地区や道中の登拝道の見回りを行う。天台宗は月 1 回程度本谷地区で仏事を行うがその際に見回りや清掃を行う。管理団体である筑紫野市と太宰府市は台風や集中豪雨などの自然災害後に随時見回りを行う。</p>	<p>龍門神社境内であるため、見回りは日々の管理のなかで龍門神社が行う。異常が発見された場合は、速やかに太宰府市教育委員会に報告し、連携して対処する。</p>	
現状変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状変更行為の基準に則って、遺構の保存や景観の保全に努める。 ・ 遺構に影響を及ぼすと考えられる現状変更の行為に対しては、発掘調査の成果に基づいて遺構の保存に取り組む。 ・ 必要に応じて、状況把握の確認調査を適切に実施する。 		
復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷が確認された場合は、記録を行い、適切な修理・復旧に取り組む。 ・ 軽微な損傷を確認した場合は、文化財保護法第 127 条第 1 項に基づく復旧届を提出し、国・県と協議の上で速やかな修理・復旧に取り組む。 ・ 著しい損傷を確認した場合は、文化財保護法第 33 条に基づく届け出を行った後、第 125 条に基づく現状変更の許可を受け、国・県と協議の上で修理・復旧を行う。 		

3. 現状変更等の取扱い基準

指定地内における現状変更等については、文化財保護法第125条第1項に基づき、文化庁長官の許可が必要となる。

・現状変更行為の取扱い基準

史跡宝満山では、地区区分で示した区域1、区域2、区域3を対象に、円滑な現状変更行為の取扱いに向けて、現状変更行為の取扱い基準を設定する。

表 7-6 現状変更行為の取扱い基準（区域1）

	行為	取扱い基準
1	建築物の新築・増築・改築・除却	<ul style="list-style-type: none"> ・新築は原則的に許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼさず、地権者の宗教活動に必要と認められる場合は、新築・増築を認める。 ・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、改築・除却を認める。
2	工作物の設置・改修・除却	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。 ・石垣の補修・新設については既存の遺構との関係に配慮した設計計画を立案し、専門機関での審議を経たもので申請・実施する。
3	埋設物（上下水道管・ガス管・電柱・電線等）の敷設・改修	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。
4	土地の掘削・盛り土・切り土等	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。
5	土壌・岩石等の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。
6	木竹の伐採・植栽、植物の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 ・すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。
7	登拝路・登山道・道路・駐車場・資材置き場等の敷設・改修	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の維持・整備に努め、新設は許可しない。 ・維持・整備にあたって地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。補修や仮設物の設置であっても文化財保護当局との事前協議を行う。
8	砂防・治山・防災工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たっては緊急であっても文化財保護当局との事前協議を行う。 ・地下の遺構の保存や歴史的風致の維持、構成資産の保存に努めた上で工事を実施する。
9	発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査目的を達成する上で必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が行う発掘調査は認める。 ・学術調査を目的とする発掘調査は地方自治体との協議の上、必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、認める。
10	史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体及び地権者が史跡の保存活用を目的に行う史跡整備は認める。
11	行事・イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・開催される行事・イベントが遺構に影響を与えない、周辺の史跡景観との調和を図る、史跡の見学環境に著しい影響を与えない等の条件を付して認める。

表 7-7 現状変更行為の取扱い基準（区域2）

	行為	取扱い基準
1	建築物の新築・増築・改築・除却	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼさず、地権者の宗教活動に必要と認められる場合は、新築・増築を認める。 ・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、改築・除却を認める。
2	工作物の設置・改修・除却	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。
3	埋設物(上下水道管・ガス管・電柱・電線等)の敷設・改修	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。
4	土地の掘削・盛り土・切り土等	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 ・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、災害復旧、住民や来訪者の安全確保を目的に行う造成等は必要最低限の範囲において認める。
5	土壌・岩石等の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。
6	木竹の伐採・植栽、植物の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 ・すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行ない構成資産の保存に努める。
7	登拝路・登山道・道路・駐車場・資材置き場等の敷設・改修	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の維持・整備に努め、新設は許可しない。 ・維持・整備にあたって地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。
8	砂防・治山・防災工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たっては緊急であっても文化財保護当局との事前協議を行う。 ・地下の遺構の保存や歴史的風致の維持、構成資産の保存に努めた上で工事を実施する。
9	発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査目的を達成する上で必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が行う発掘調査は認める。 ・学術調査を目的とする発掘調査は地方自治体との協議の上、必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、認める。
10	史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体及び地権者が史跡の保存活用を目的に行う史跡整備は認める。
11	行事・イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・開催される行事・イベントが遺構に影響を与えない、周辺の史跡景観との調和を図る、史跡の見学環境に著しい影響を与えない等の条件を付して認める。

表 7-8 現状変更行為の取扱い基準（区域3）

	行為	取扱い基準
1	建築物の新築・増築・改築・除却	<ul style="list-style-type: none"> ・新築は許可しない。 ・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、増築・改築・除却を認める。
2	工作物の設置・改修・除却	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 ・すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。 ・土止め等の仮設物の設置であっても文化財保護当局との事前協議を行う。
3	埋設物（上下水道管・ガス管・電柱・電線等）の敷設・改修	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。
4	農地の用途の変更、土地の掘削・盛土・切土等	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 ・すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。
5	土壌・岩石等の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。
6	木竹の伐採・植栽、植物の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 ・すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。
7	登拝路・登山道・道路・駐車場・資材置き場等の敷設・改修	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の維持・整備に努め、新設は許可しない。 ・維持・整備にあたって地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 ・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 ・補修や仮設物の設置であっても文化財保護当局との事前協議を行う。
8	砂防・治山・防災工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たっては緊急であっても文化財保護当局との事前協議を行う。 ・地下の遺構の保存や歴史的風致の維持、構成資産の保存に努めた上で工事を実施する。
9	発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査目的を達成する上で必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が行う発掘調査は認める。 ・学術調査を目的とする発掘調査は地方自治体との協議の上、必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、認める。
10	史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体及び地権者が史跡の保存活用を目的に行う史跡整備は認める。
11	行事・イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・開催される行事・イベントが遺構に影響を与えない、周辺の史跡景観との調和を図る、史跡の見学環境に著しい影響を与えない等の条件を付して認める。

通常の維持管理行為以外は現状変更の許可申請の提出が必要で、行為は許可後に可能となる。

現状変更許可の判断は軽微なものは市で行い、それ以上のは国の文化審議会による。

現状変更許可申請の回答は国での審査となった場合、最低でも3～4か月程度見込まれる。

歴史的風致維持については以下を参照のこと。<http://www.city.dazaifu.lg.jp/download/tekimachi/tekimachi2all.pdf>

・市の教育委員会が処理する現状変更等に係る事務

文化財保護法施行令第5条第4項に定められる行為は、文化庁長官に代わり市教育委員会が処理を行う。これらの行為に該当するかは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断をする。

表 7-9 筑紫野市及び太宰府市が処理する事務（文化財保護法施行令第5条第4項）

イ．小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ．小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ．工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ．法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ．電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ．建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト．木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ．史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ．天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ．天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル．天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ．イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

・現状変更の許可を要しない行為

史跡の現状変更について、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、又は保存に影響を及ぼす行為の中で影響が軽微である場合は、文化財保護法第125条第1項に基づき、現状変更の許可を要しない。なお、これらの行為に該当するか否かは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断する。

なお、該当する行為に対しても、遺構の保存や景観への配慮について協力をお願いする。

表 7-10 現状変更の許可を要しない行為（文化財保護法第125条第1項）

維持の措置 特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）	史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
	史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
	史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
非常災害のために必要な応急措置	
保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合	

・指定地周辺での行為

史跡に関連する遺構の存在が想定される地区（指定地周辺）については、文化財保護法第93条、94条の規定により取扱いを行う。

4. 追加指定及び公有化

（1）追加指定の進め方

史跡宝満山は、古代の山頂祭祀遺跡をはじめとして山麓を含む広範囲に遺跡が展開しており、山体全体が神聖なる信仰の山として崇敬を集めてきた。これらの遺跡の保存のため平成25年（2013）10月17日附で信仰の山として国の史跡に指定された。

指定地外の山中では、修験者の修行の場としての窟が知られており、その他にも未発掘の埋蔵文化財も多く残ることが考えられる。また、竈門神社がある下宮地区の周辺をはじめ、周囲にも多くの周知の埋蔵文化財包蔵地があり、今後の発掘調査において史跡宝満山に関連する重要な遺構が確認された際に、追加指定についての検討を行う。

（2）公有化の進め方

本史跡の保存活用に向けて必要な範囲については、計画的な公有化を検討する。山中及び竈門神社境内地である区域1、2については史跡の保存活用について地権者の理解を得ながら実施しているため、早急な公有化は必要ないと考えている。区域3の大門地区は史跡の保存活用に向けて、計画的な公有化に取り組む。

また、発掘調査で重要な遺構が確認された箇所については、史跡への追加指定を前提として地権者と調整を行う。



龍門神社旧社殿

第8章 調査・研究

- 第1節 調査・研究の方向性 138
- 第2節 調査・研究の方法 138

第8章 調査・研究

第1節 調査・研究の方向性

史跡宝満山は、古代から近世に至るまで山岳信仰が継続した歴史の重層性を持つ。史跡の立地としては山地で面積が広く、山頂から麓まで傾斜面が展開し、谷や尾根という空間が入り組むことで奥行きを持つ等の特徴がある。そのため、その価値の全容解明については今後も総合的に調査・研究を推進し、多様な角度で取り組むことで山岳信仰に関する空間の歴史的風致の解明を目指し、長期的には周辺の山岳信仰遺跡を含めた視野での調査・研究を深めていくことを目標とする。併せて調査・研究の成果を適切に管理・公開し、保存・管理、活用、整備の基礎として生かす。

これらの調査・研究は、指定地・保護を要する範囲はもちろんのこと、山岳信仰に関連する文化財が存在する周辺地域でも推進する。その成果に基づき保護を要する範囲を見直すことで史跡の価値を適切に保護する。

第2節 調査・研究の方法

1. 調査・研究のための体制整備

調査・研究の総合的な推進のためには、行政や研究機関等の関係者が連携し、今後の史跡宝満山の保存活用の方向性を踏まえて計画的に推進していく。そのために、管理団体である筑紫野市・太宰府市の文化財担当部局をはじめとした行政と関係機関、研究者が連携し、調査・研究を継続して推進できるような体制の確立を目指す。

2. 総合的な調査・研究の推進

調査・研究には「史跡の学術的な価値を高め、新たな価値を見出す」、「史跡の保存・整備に必要な基礎情報を取得する」という大きく2つの目的がある。近年の豪雨災害の頻発により史跡内の遺構そのものが毀損している現状を鑑み、まずは後者の「史跡の保存・整備に必要な基礎情報を取得する」ために必要な調査を短期集中的に行う。前者の「価値を高め、新たな価値を見出す」ための調査・研究については長期継続的に取り組む。

本章では「史跡の学術的な価値を高め、新たな価値を見出す」ための調査・研究についてまとめ、「史跡の保存・整備に必要な情報を取得する」ための調査・研究については、第10章の整備のなかで整理する。

(1) 調査・研究の内容

1) 考古学的な調査・研究

- 山岳信仰に係る場所の踏査、遺物の表面採取を行う。必要があれば確認調査を行う。
- 修験道に係る遺構や祭祀場について、必要があれば確認調査を行う。
- 過去の史跡宝満山で表面採取された遺物に関しては整理を行い、成果については報告書などで公開する。

2) 図化作業

- 考古学的な調査の中でも史跡宝満山は立体構造物が多いため、特に図化作業について早期に着手し、劣化・崩壊箇所については優先的に図化作業を行う。
- 平面・立面・三次元データの取得が必要である。特に石垣遺構に関しては、崩壊の前兆を見逃さないように現状のカルテ化を行うために石垣の早急な図化を計画的に実施する。

3) 歴史的な調査・研究

- 指定の際に史跡宝満山に関する史資料調査を行ったが、引き続き地域に伝わる関連古文書類について歴史的な調査を行い、史跡宝満山の山中でどのように山岳信仰が行なわれたのか、これまでの調査・研究の成果を踏まえて更に解明を進める。
- 修験道における信仰対象物や行場としての山内の空間利用の在り方など、史跡宝満山における山岳宗教の空間の歴史的風致の解明を進める。
- 山外に出た修験道関係の史資料についても聞き取りをはじめとする調査・研究を行う。
- 地域の博物館や公文書館などと連携し、史資料を掘り起こして保護を進める。
- 資料化し公開が可能なものに関しては積極的な公開を所有者に働きかけ、所有者の許可を得たのち報告書などで広く公開を図る。また、所有者から史資料の寄託・寄贈があった場合は受け入れ体制を協議し、適切に保管できる場所を定める。

4) 土木・建築学的な調査・研究

- 山内での坊の立地や配置、建物や付帯施設の構造等の土木・建築的な調査・研究を進める。

5) 民俗調査・研究

- 主に山岳信仰に関わる民俗学的な調査を行う。地域の博物館等と連携し、修験道に係わる民俗事例や用具などの資料の調査、収集、公開などを行う。

6) 自然環境調査・研究

- 山岳および里山としての価値に関連する山内の環境の変化(野生動植物の動向)について専門家の指導や評価を受けながら適宜調査する。
- 山内の樹木の種類や分布等を調査し、専門家の指導を受けながら史跡の価値を保つための樹木管理計画の策定を行う。

(2) 各地区で推進する内容

調査・研究の項目は各地区で共通しているが、特に推進すべき内容をまとめる。

- a. 上宮地区 ……遺構の図化は終了しているため、他の地区の優先すべき調査・研究の成果をまとめて、総合的な調査を進める。
- b. 愛獄山頂地区… 遺構の配置図や遺構の図化を行う。
- c. 登拝道……………登山のメインルートとなっており、石段の劣化等が顕著なため遺構の図化を優先的に進める。

- d . 西院谷地区…優先順位を付けた遺構の図化作業を進める。また、坊等の構造解明のための考古学や土木建築学的な調査を行う。
- e . 東院谷地区…地区全体の配置図の作成や、優先順位をつけた遺構の図化作業を進める。また、坊等の構造解明のための考古学や土木建築学的な調査を行う。
- f . 本谷地区 …指定地外へも重要遺構が広がる可能性が高いため、必要に応じて考古学的な確認調査を実施し、指定地拡張に向けた基礎資料の充実を図る。
- g . その他の山中地区…修験道における信仰対象物や行場としての山内の空間利用の在り方など、史跡宝満山における山岳信仰の空間の歴史的風致の解明を進める。
- h . 下宮地区 …遺構の図化は終了しているため、他の地区の優先すべき調査・研究の成果をまとめて、総合的な調査を進める。
- i . 大門地区 …指定地外へも重要遺構が広がる可能性が高いため、必要に応じて考古学的な確認調査を実施し、指定地拡張の基礎資料の充実を図る。

3. 調査・研究成果の管理と公開

史跡宝満山については、過去多くの研究者が行政や関係機関それぞれの立場で研究を進めてきた。史跡宝満山保存活用計画策定後は、それぞれの調査成果を集約し活かすために、研究発表の場を設け、また、学際的な研究が広く進む体制を構築していくことが求められている。そのためには、まずこれまでに蓄積された調査・研究の成果を、史跡宝満山研究の基礎資料としてデータベース化し、管理・公開されていくべきと考えている。そのための体制については十分に協議した上で構築していく。

また、調査成果の公開については、第9章の活用とも関連して、史跡宝満山の価値を高める活動として、継続的に広く一般に公開することを目標に、手段や体制を検討する。インターネット等の手法も公開手段として検討し、広く一般に公開するための取り組みを行う。合わせて、今後行う各種調査や整備の成果についても、段階に応じて報告書等を作成して公開する。

史跡宝満山に関係する埋蔵文化財報告書、総合報告書など公的な機関が刊行したものについては電子データ化し、データベースとして無料で公開していく体制を構築する。その際は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が行っている取り組み（全国遺跡報告総覧）に参加することも検討する。

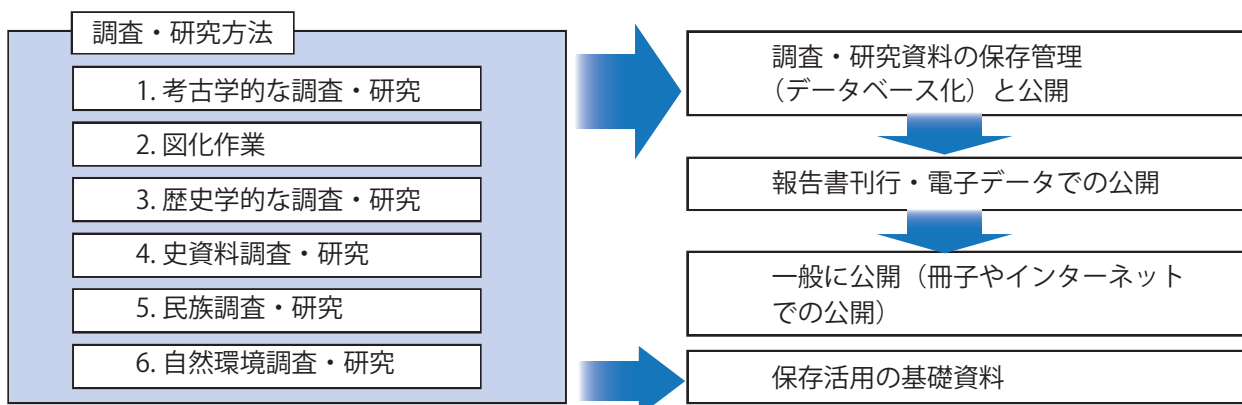


図 8-1 調査・研究と成果の公開



境内で行われる護摩供（龍門神社）

第9章 活用

第1節 活用の方向性	142
第2節 活用の方法	142

第9章 活用

第1節 活用の方向性

本史跡は「山岳信仰の山としての価値」と「山岳および里山としての価値」を併せ持つことから、史跡見学以外にも登山、自然観察等の様々な目的をもった人々の入山や関わりが想定される。そこで史跡として適切な活用を検討し、史跡、登山、自然環境等の複合的な魅力をさまざまな切り口によって活用するための取り組みを推進する。

その際には関係者とよく協議し、山岳信仰の場を尊重した活用となるよう配慮する。加えて史跡宝満山は地域の人々に親しまれる山であるため、地域住民の主体的な参画を喚起し、史跡宝満山を核とした周辺地域の活性化へとつなげる。

既に史跡に多くの来訪者を迎えているため、活用事業の実施時期については両市で共同して柔軟に対応を図る。

第2節 活用の方法

1. 情報発信の推進

- ・ 宝満山は史跡としてよりも登山の山としての認知度が格段に高いため、史跡であることの情報発信を推進する。
- ・ 史跡解説員の育成を行う。
- ・ 関係者共同での解説パンフレットや学習シートの作成・配布を行い、あわせてホームページでの閲覧等へも対応する。
- ・ 関係者で計画を作成して史跡の各所にサインを設置する。その際には、史跡が広大であり、整備計画策定まで時間を要することが想定されるため、現在すでに来訪者を迎えている場所等の優先順位を精査して、計画・実施する。
- ・ パンフレットやサインの内容は近年増えている訪日外国人向けの多言語(英語、中国語(簡体字・繁体字)、ハングル等)での解説も行い、QRコードなどを利用して、個人のスマートフォンなどにも表示できるデジタルでの配布も考慮する。
- ・ 史跡の山として宝満山を歩くルートガイドや解説を多言語で作成し、紙面だけでなく映像も用いてインターネット等を利用して公開する。
- ・ 史跡宝満山は山岳遺跡であり、入山中に滑落等の事故も懸念されることから、登山者や史跡見学者に対する注意喚起を行う。
- ・ 史跡としての啓発を行うことで史跡保全のマナーについても向上を図る。
- ・ 第8章で述べたとおり史跡宝満山の総合的な調査・研究を推進するため、その成果を踏まえた情報を展示やシンポジウムの開催等を通じて広く公開し、追加指定等があれば記念して事業を実施する。また、将来的には他の自治体にある同様の山岳信仰遺跡と連携した活用についても検討する。

2. 学校教育・社会教育との連携

- ・宝満山は地域の象徴的な山として、地域の保育現場や学校教育・社会教育の場において山に親しむ取り組みが行われている。このことから、就学前から児童生徒ならびに成人までそれぞれのニーズに応じたきめ細やかな学習参考資料や教材等を準備し、講座開催等を含め積極的に連携を図る。
- ・調査・研究の成果を公開する企画展示やシンポジウムの開催等も企画する。
- ・山岳および里山としての史跡宝満山の魅力を活かして、環境保全事業、観光事業や健康増進事業と連携した活用を行うことで、様々な年代の多様化した来訪者に史跡宝満山について親しんでもらう。
- ・具体的な取り組みとしては、史跡解説トレッキング、竜岩自然の家(筑紫野市)等と連携した山岳・里山としての宝満山を体験する自然観察会、また各種イベント(山岳・里山としての魅力を映した写真展、スケッチ大会、季節に応じたトレッキング等)が想定される。

3. 地域との連携

活用にあたっては、史跡宝満山において近世の山岳信仰を支えた歴史的背景を踏まえて地元地区との連携を図り、地域住民の主体的な参画を促し、地域活性化へ繋げることが期待される。活用の拠点はその活動の中核施設としての機能も設ける。

4. 多様な史跡との連携

筑紫野市側には古代山城の阿志岐山城跡、御笠地区遺跡、太宰府市側には大宰府跡をはじめとする古代大宰府関連史跡等の重要遺跡があり、これらの史跡とも連携した回遊性を考慮した活用を検討することで歴史の重層性をもつ地域の魅力を発信する。

5. 他市町村との連携

史跡宝満山と同様に山岳信仰の遺跡を有する市町村などと連携を図り、情報交換を行いながら保存活用を推進する。

6. 各地区の活用

各地区の活用については、将来作成する基本計画等で詳細な整理・立案を行うが、現在想定される部分をまとめる。

「a. 上宮地区」から「g. その他の山中地区」が所在する山内は山岳信仰の中心となる区域であるため、山岳信仰の場として尊重し、見学者の安全に配慮した範囲での見学ルートとサインを設置し、史跡の価値を伝える取り組みを行うことで、史跡を理解する場として活用していく。

「h. 下宮地区」は竈門神社への参拜者も近年増加傾向にあり、宝満山登山者の入り口となっているため、史跡宝満山で最も利用者が多い地区である。地権者と協議しながら史跡の魅力や見学に伴う安全面のサインを優先的に設置し、史跡への導入の場として効果的な情報発信につなげる。

また、既に行事やイベントが多く開催されているため、山岳信仰の場として尊重しながら、今後も多様な活用を推進していく。

「i .大門地区」については集落内にあり、重要な遺構の広がりが見込まれるため、今後の調査・研究の成果も踏まえて地域と共存するような活用の在り方を検討する。



図9-1 山岳信仰の場を尊重した活用イメージ



座主跡 災害応急復旧工事状況

第 10 章 整 備

第 1 節 整備の方向性	146
第 2 節 整備の方法	146

第10章 整備

第1節 整備の方向性

整備は、歴史的な価値を次世代に継承できるよう遺跡の保存を第一とし、併せて古代より現代につづく山岳信仰の山としての価値を維持するため山容の景観や山内の環境保存に配慮した整備を行う。このため、山内の整備にあたっては、一般登山者等を多く迎える宝満山の性格を鑑み、遺構の保全と来訪者の遭難防止のために現状の登山道以外の導線を設けないなど、史跡と登山の山としての調和を図りつつも必要最小限に留め、遺跡の保存と現在も続く山岳信仰の場を尊重した整備を図る。

保存のための整備の方向性は、史跡が広大であるため、近年の被災状況を鑑みて直近で必要な応急復旧対策、雨水経路の管理等を行って集中豪雨等による史跡への影響を軽減するための減災対策、遺構の崩壊を食い止め被災を防ぐ長期的な取り組みの防災対策に分け、遺構の状況に合わせて段階的に取り組む。

また、活用のための施設整備の方向性は、山岳遺跡と言う立地や山岳信仰の場の尊重という観点から、史跡の周辺で史跡宝満山の魅力を学ぶことが出来るような活用のための施設や便益施設等を整備する。

整備にあたって、地権者、行政、関連部局や、山の保全に携わる団体等多くの関係者・機関に関連するため、十分な調整と協議を行い実施する。

第2節 整備の方法

1. 整備の流れ

史跡の現状を把握したうえで、緊急性を加味して段階的に整備に取り組む。

まず、防災・減災対策に伴う各種調査を行い、その成果を踏まえて減災対策の工事を行う。また、遺構の保全を優先しつつ、史跡見学者の安全対策等の環境づくりを行う。次に総合的調査・研究の成果に基づいた整備計画を策定し、整備計画策定後に本格的な整備を実施する。本格的な整備では、史跡が広大な山岳遺跡であるため、優先的に防災・減災に配慮した保存のための整備と、その成果を分析した上で行う活用のための本格的な施設整備を行う。

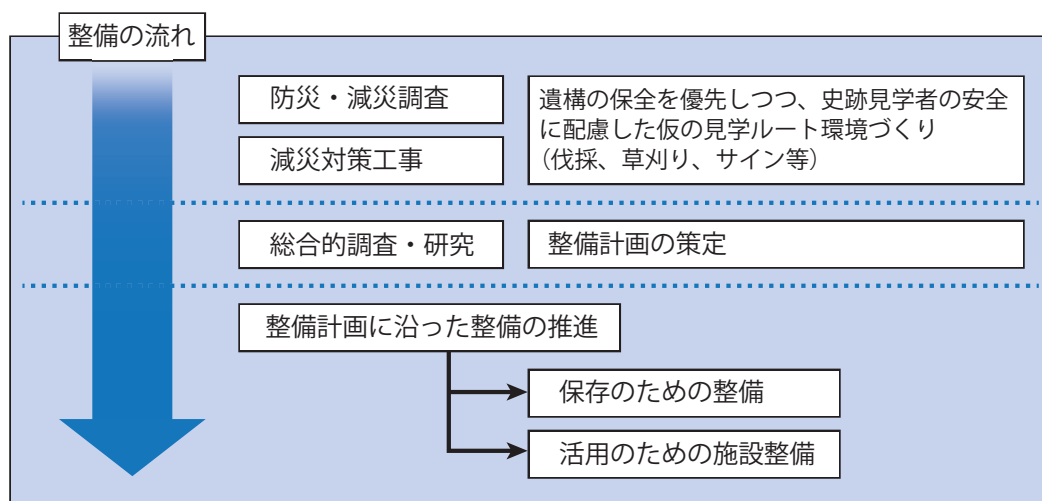


図 10-1 整備の流れ

2. 防災・減災調査の実施と減災・安全対策

(1) 防災・減災調査

防災・減災対策等の工事を優先的に行うため、十分な事前の関連調査を行う。

1) 土木工学的な調査

・被災箇所調査

近年の集中豪雨等で被災している箇所の範囲や条件を分析し、史跡内の脆弱な箇所の把握と整備に対する必要条件の整理を行う。

・雨水経路調査

近世坊跡の排水機能を解明する確認調査や、現在の排水状況の把握調査を行うことで集中豪雨等による被害の減災をめざす。また、その成果をもって史跡を保存管理するための現地に合わせた雨水排水設備の整備工事を行う。

2) 自然環境調査

・支障木調査

有識者の指導を受けながら遺構に影響を与える支障木の大きさや数量等の確認調査を行い、樹木管理計画のなかの毎木調査の評価項目に支障木の除去についても記載する。

3) 史跡宝満山の利用者実態調査

宝満山の来山目的と人数を把握する。利用者の通行ルートや山中での立ち寄り箇所などの行動を調査することで、より効果的な整備計画とする。

(2) 減災対策、安全対策

上記調査成果を踏まえて、減災対策の工事を先行して行う。また、史跡見学者の安全性の確保のため、安全な仮の見学ルートの環境づくりを先行して行う。

3. 整備計画の策定

史跡の保全を念頭に適切に整備を進めるため、総合的な調査・研究、防災・減災調査の成果に基づき、整備計画を策定する。具体的に以下の段階で策定する。

- ①整備計画策定の前提条件を定めるため関係者会議を定例で開く。
- ②関係者会議での十分な議論を経たうえで両市と地権者による協議会を立ち上げる。
- ③整備計画策定のための有識者委員会を立ち上げて、計画を策定する。
- ④整備計画に従って整備を進めていく。

4. 整備計画に沿った整備の具体的な手法

(1) 保存のための整備

- ・遺構や石垣、雨水経路の劣化箇所について、遺構の保護のための整備工事(樹木伐採、雨水経路の整備等)を行う。
- ・災害が発生した緊急性の高い箇所で防災・減災に配慮した整備工事を実験的に行う。
- ・遺構の保護を目的とした指定地内での禁止事項や注意事項を表示するサイン等の整備を行う。
- ・先行して行った応急復旧整備や実験的整備工事の成果を検証・分析し、本格的な整備工事を行う。

(2) 活用のための施設整備

- ・史跡の価値を伝えるため、解説サインの整備を行う。
- ・坊跡を訪れる人は少なく、その価値を認識する機会が少ないため、広く周知してもらえよう坊跡の復元整備を行う。
- ・史跡の保護と現地を訪れることが困難な人たちのために、史跡宝満山を学習し、体感できる情報発信の拠点となるガイダンス施設を設ける。
- ・利便性の向上のため、特に筑紫野市側では駐車場、多目的広場の整備を行う。
- ・史跡の管理上必要な便益施設の整備、維持管理、更新を行う。

5. 各地区の整備

各地区の課題、活用の方向性をふまえて将来的に基本計画等で整理を行うが、現時点で必要な整備項目と具体的な手法を地区ごとにまとめる。

a. 上宮地区

上宮の建造物については、所有者である竈門神社と協議しながら改築の必要があれば現状変更許可申請の手続きを進める。ただし、上宮建物の土台にあたる山頂部のコンクリート基礎については、史跡見学者の安全にも係わるため、早期に破損調査・耐震診断等による安全性の確認を行う必要がある。

b. 愛嶽山頂地区

社殿跡の北側にブロック積みの籠堂が長年放置されており、崩壊の危険性が高い。史跡見学者の安全確保のため、今後は除却を進める必要がある。

愛嶽山への見学ルートは一般に周知されているとは言えないため、案内・解説サインを含めルートの整備・補修を進めていく。

c. 登拝道

脆弱な道の補強や、緩んだ石段の修繕ののち、本格的な復元整備を進める。

また、登拝道の石段横には雨水排水用の側溝を敷設しているが、多くの場所で土砂に埋まっており、雨水を排水するという機能を果たしていない。まずは埋まっている側溝の確認と機能回復が必要と考えられる。ただし、登拝道は遺構そのものであることから、遺構が露出することにより流水によって遺構が毀損しない手だても併せて考えていくことが必要となる。

d. 西院谷地区

坊跡の石垣を緩ませる支障木の除却、雨水経路の整備、見学ルートを加味した復元整備を進める。

坊跡を区画する石垣は、明治以降修験者が山を下りてからは維持管理がされていない。そのため、繁茂した樹木などにより各所で石垣崩壊の危険性が高まっている。石垣の専門家との十分な協議を踏まえ、たとえば計画的に支障木の伐採等を進めていく。

e. 東院谷地区

坊跡の石垣を緩ませる支障木の除却、雨水経路の整備、見学ルートを加味した復元整備を進める。

坊跡を区画する石垣は、明治以降修験者が山を下りてからは維持管理がされていない。そのため、繁茂した樹木などにより各所で石垣崩壊の危険性が高まっている。石垣の専門家との十分な協議を踏まえ、たとえば計画的に支障木の伐採等を進めていく。

f. 本谷地区

遺構面の保護盛土、露出している礎石の劣化箇所の補修、地権者と協議しながら礎石の復元や建物範囲の明示、土壇・階段の復元を検討する。

g. その他の山中地区

ルートの補修と案内サイン等の整備を行う。

h. 下宮地区

支障木の除却、下宮礎石建物跡解説板サインの設置、破損土壇の修復（盛土）や礎石の復元、建物範囲の明示などを検討する。

下宮礎石群は史跡宝満山内でも、礎石建物としての規模や年代を考えた際に屈指の価値を有するものである。同時代の建物と比較しても九州内で上位に入ることからその価値は高く、竈門山寺から大山寺に連なる時期の天台宗の寺院遺構として、その価値の顕在化を積極的に図っていく。

i. 大門地区

現在、史跡であることが周知されていないため、地元から案内・解説板などサインの設置が求められている。また、史跡が公有化された場合、その後は保存整備を行い、一定の公有化終了後は、中心的な遺構の明示を目的とした平面復元整備を行う。



図 10-2 坊跡整備イメージ